

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1015号

乳幼児等医療費受給者証の

更新申請について

乳幼児等医療費助成制度は、乳幼児等の医療費の一部を助成することにより保健の向上と福祉の増進をはかることを目的としています。

現在お持ちの「乳幼児等医療費受給者証」で、1歳から就学前のお子様については有効期限が、一部を除き9月30日までとなっています。10月1日以降は使用できなくなりますので、9月30日（月）までに更新申請をしていただきますようお願いいたします。

【申請に必要な書類】

- ・乳幼児医療費受給資格認定申請書
- （子ども1人につき1枚）
- ・健康保険証（お子様の名前の入っているもの）
- ・平成31年1月1日以降本山町に転入された方は、前任所地の市町村長が発行する所得課税証明書

※現在乳幼児医療費の助成を受けている方には、役場から申請書を送付します。詳しいことは、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

住民生活課 電話 76-21113

本山町プリミアム付商品券について

本山町では、消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するともに、地域の消費を下支えるためにプリミアム付商品券の購入引換券を発行します。

【対象者】

- ① 令和元年度住民税が課税されていない方。ただし、次に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方（生計を一にする配偶者、扶養親族等）
- ・生活保護の受給者等

- ② 小さな乳幼児のいる子育て世帯

（平成28年4月2日から令和元年9月30日まで生まれたお子さまがいる世帯）

【商品券購入引換券の申請について】

① 該当すると想定される方に、9月上旬以降順次申請書をお送りいたします。購入を希望する方は、申請書に必要な事項を記入して、役場1階の町民相談室へ提出してください。審査後、該当者に購入引換券を郵送します。

② に該当する子育て世帯の世帯主の方へは、9月下旬以降、商品券購入引換券を郵送します。申請は不要です。

【受付期間】

令和元年9月10日（月）～12月27日（金）
（午前8時30分～12時・午後1時～5時15分）
（土・日・祝日を除く）

【問い合わせ先】

まちづくりの推進課 産業振興班

電話 76-39916

秋の全国交通安全運動について

9月21日（土）～9月30日（月）まで、秋の全国交通安全運動が実施されます。この運動は、町民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通规则を守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することで、交通事故を防止しましょう。重点目標は次のとおりです。

【重点目標】

- ① 子供・高齢者の安全な通行の確保
- ② 高齢運転者の交通事故防止
- ③ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 飲酒運転の根絶

【問い合わせ先】

本山町交通安全市民会議 電話 76-22233

意見箱を設置しています。

本山町には、町民の皆さんに満足頂ける行政サービスの向上や提供を目指して「意見箱」を設置しています。

お気づきの点がございましたら、所定の用紙に記入の上、意見箱に投函ください。また、町のホームページからも意見を寄せられるようになります。ご意見を聞かせたいです。

【設置場所】4箇所

- ・役場本庁舎1階
- ・西庁舎2階
- ・保健センター
- ・プリチナセンター

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-22223

本山町権利擁護センターからお知らせ

本センターでは、成年後見制度の利用促進に向けて取り組んでいます。この度、高知市から、市民後見人養成講座の開催通知がありました。参加を希望される方は、電話またはFAXで申し込みください。

【対象者】

成年後見制度の担い手である市民後見人として活動を希望され、全日程を受講できる方。

【日時】

10月10日（木）午前9時から午後5時まで
 10月11日・17日・18日・24日・25日
 午前9時30分から午後5時まで
 10月26日（土）午前9時30分から正午まで

【会場】

高知市保健福祉センター
 〒780-8050 高知市塩田町18番10号

開催日 (全7日間)	会場 (高知市保健福祉センター)
10月10日(木)	検診講習室(1階)
10月11日(金)	
10月17日(木)	
10月18日(金)	大会議室(3階)
10月24日(木)	
10月25日(金)	
10月26日(土)	検診講習室(1階)

【募集人数】 30名程度

【受講料】 3千円(テキスト・資料代)

【申し込み期限】 9月13日(金)

【申し込み及び問い合わせ先】

高知市社会福祉協議会

電話 0888-80506-5553
 FAX 0888-80506-5549

「全国一斉！法務局休日相談所」の開設について

高知地方法務局では、無料相談所を開設します。当日の相談については、予約が必要ですので、事前にお申し込みをお願いします。

なお、平日12時以降も相談を受け付けておりますので、詳しくは、当局ホームページ又は担当者までお問い合わせください。

【日時】

令和元年10月6日(日) 午前10時～午後3時

【開設場所】

高知地方法務局 本局
 高知市采田町二丁目2番10号
 (高知よりい咲都合同庁舎)

【相談内容】

土地、建物や会社の登記手続、土地の境界、供託・人権、公正証書、無国籍者に関する相談

【相談員】

公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員、法務局職員

【事前予約・問い合わせ先】

高知地方法務局 総務課(担当：中川)
 電話 0888-80221-3331
 (自動音声案内)【3】→【3】

2019年全国家計構造調査が 始まります。

全国家計構造調査は、家計における消費や所得、資産などの実態を明らかにすることを目的とする調査です。本年10月から11月までの2か月間に渡り、家計における収支や貯蓄・負債、就業状況、住居に関する事項などを調査します。

町内では、三区・四区・北山西の一部を対象に、簡易調査(24世帯)と基本調査(12世帯)を行います。

調査対象地区には本山町から委任を受けた調査員が調査の依頼に向いますので、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-22233

労働施策総合推進法の改正により

パワーハラスメント対策が

事業主の義務となります。

セクシユアルハラスメント等の

防止対策も強化されます。

【主な改正点】

- ① 事業主に対する職場におけるパワーハラスメントの防止対策の義務化
- ② セクシユアルハラスメント等の防止対策強化(セクハラ等の防止措置に関する国・事業主労働者の責務の明確化等)

※施行日は今後定められます。

【問い合わせ先】

高知労働局雇用環境・均等課
 電話 0888-808050-60041